

指定管理者業務 モニタリング総合評価表

実地調査日（現地検査）令和4年度中随時 （書類等検査）令和5年9月29日

施設名	池田町田園ホール		指定管理者名	株式会社ドリームワーク		
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日		評価対象年度	令和4年度		
評価項目	評価事項	配点	評価	得点	備考	
1 実施体制・業務管理	基本的事項	1 施設本来の設置目的に沿って基本方針を定め適正に管理運営されている。	4	B	3.2	町減免団体の把握や営利を目的とした使用などに適正に対応している
		2 特定の団体や個人に偏ることなく平等な利用実態となっている。	4	B	3.2	特段の問題はない
	組織・職員	3 必要な能力、資格、経験等を有する人員を確保し、適材適所に配置している。	3	B	2.4	音響・照明資格職員2名。AED講習済(H28)新型コロナでR5受講予定
		4 事業計画書に即し、人員を過不足なく配置している。	2	A	2.0	事務1名、舞台音響照明技術者2名、事務職員(パート)1名
		5 職員に対し、業務上必要な研修等を計画的に実施している。	3	B	2.4	自衛消防訓練、シアターネットかんげき、アートマネジメント研修会
	外部委託	6 職員の勤務条件、身分、安全衛生面等を適切な状態に保っている。	3	B	2.4	週40時間勤務。時差・振替勤務により対応。36協定締結。健診年1回。有休取得・時間外勤務適切
		7 外部委託の内容は、教育委員会が承認したもののみで、適切に実施されている。	3	B	2.4	特段の問題はない
	危機管理	8 地震、火災等の緊急時のマニュアルが整備され、緊急連絡体制が確保されている。	3	A	3.0	「火災・緊急時対応・連絡フローチャート」により直ちに関係各所へ連絡できる体制となっている。停電時非常用発電機等(総合体育館)の操作方法等を点検時に確認。H29に「避難所開設対応マニュアル」を作成。
		9 消防計画の作成、定期避難訓練(年2回)ほか、適正な防火管理を行っている。	3	B	2.4	消防計画のほか「防火管理規程」「危機管理マニュアル」を整備。避難訓練年2回。
		10 利用者の事故等への対応マニュアル等を定め、職員の救命措置研修等を行っている。	3	B	2.4	「危機管理マニュアル」に事故等対応を定めている。職員は普通救命講習受講済(H28再受講)
	地域連携	11 事故発生時、緊急時等、直ちに必要かつ適切な措置を講じ、教育委員会に報告した。	3	B	2.4	「危機管理マニュアル」等により、適切な対応ができる体制となっている。事故の発生はなし
		12 地域住民や利用団体と意見交換する場を設け、管理業務に反映させている。	3	C	1.5	ご意見箱を設置し、要望を確認したが意見はなかった。利用者アンケートを実施し反映。
	経理	13 町内在住の職員を雇用している。	3	A	3.0	職員全員が町内在住
		14 外部委託、物品調達等は、町内業者の活用に最大限努めている。	3	B	2.4	委託業者及び物品発注先は専門分野を除き町内事業者を利用
	苦情対応	15 他事業と経理を明確に区分し、適切に経理事務を行っている。	3	B	2.4	適切に事務が行われている
		16 苦情対応マニュアル等を定め、要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	3	B	2.4	苦情対応マニュアル作成済み。R4委員会報告苦情等なし
	情報管理	17 苦情、要望等を整理・記録し、教育委員会に適宜に報告している。	3	B	2.4	ご意見箱設置も苦情、要望等なし。
		18 仕様書等に従い、文書を適正に管理・保存している。	2	B	1.6	情報は適切に管理されている
		19 個人情報保護に関する内部規程等を整備し、適正に個人情報を管理している。	3	B	2.4	個人情報適正管理規程を整備している
		20 職員の守秘義務を徹底するほか、個人情報漏えい等の具体的防止策を講じている。	3	B	2.4	書類やPC情報の外部持ち出し禁止など
	報告・評価等	21 協定書等に従い、情報を適切に管理、公表している。	2	B	1.6	情報は適切に管理。HPで施設の情報を公開
		22 協定書等に従い、必要な計画書、報告書等を教育委員会に提出している。	2	B	1.6	「事業計画」「公演計画」「収支計画書」などを提出
		23 年1回以上利用者アンケートを実施し、その実施方法等は適切である。	2	C	1.0	公演事業のアンケートと利用者アンケート実施。アンケート設問内容には更に工夫の余地あり
		24 事業計画の達成度等を踏まえ、客観的かつ的確に自己評価を行い、業務に活かしている。	2	B	1.6	客観的かつ的確に自己評価している。更なる活用に期待する。
		25 委員会と定期的に連絡調整会議を行い、急を要する事案は随時適切に報告・対応した。	2	B	1.6	定期的に連絡調整会議を行い、随時の報告・対応も適切であった。
【大項目評価】実施体制・業務管理に関する評価(評価事項 25項目)		70 点中	56.1 点	(※ A=3、B=20、C=2、D=0、E=0)		

施設名	池田町田園ホール	指定管理者名	株式会社ドリームワーク		
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	評価対象年度	令和4年度		

2 業務運営	施設管理	安全確保等	26 安全に十分配慮して業務を実施し、利用者の迷惑行為等は適正に指導等をしている。	2	B	1.6	概ねできている。利用者による迷惑行為等(利用拒否)はなし
			27 必要な有資格者による作業、拾得物の取扱等、関係法令を順守し適正に管理している。	2	B	1.6	特段の問題はない
			28 公民館総合補償制度の内容を下回らない保険に加入している。	2	B	1.6	公民館総合補償同等以上の保険に加入済み。
		環境配慮	29 省エネルギー・ゴミ削減等、環境に配慮し、廃棄物は適正に処理している。	3	B	2.4	省エネに努めている。ゴミ等は適切に処理している
		施設設備管理	30 仕様書等に従い、施設・設備の日常点検、定期点検等の保守管理を適正に行っている。	3	B	2.4	点検業務等報告書を確認。特段の問題はない。
			31 適宜の清掃等により施設内及び外構を清潔かつ整然とした状態に保っている。	2	B	1.6	特段の問題はない。適切な管理が行われている
			32 仕様書等に従い、備品等を適切に管理し、必要な更新等を行っている。	3	B	2.4	適切に備品等が管理されている。
			33 仕様書等に従い、適切に修繕を行い、教育委員会に報告している。	3	B	2.4	必要な修繕は行われており、教育委員会に適宜協議・報告されている
			34 保守点検、修繕等の履歴が適切に記録・保管されている。	2	A	2.0	文書ファイルに適切に保存。修繕履歴はリスト化されている
		利用環境管理	35 施設の各室内の温度を適切に保っている。	3	B	2.4	特段の問題はない。
		36 施設の各室内の必要な照度を確保している。	3	B	2.4	特段の問題はない。	
	保安	37 仕様書等に従い、館内巡回等の保安警備を適切に行っている。	2	B	1.6	委託仕様書確認。適切に行っている	
	サービス向上	38 利用者満足度の目標数値を設定し、目標達成のための取組みを実施している。	4	B	3.2	目標値の設定はないが、サービス向上のため独自提案に取り組んでいる。利用者アンケートで対応可能なものについて改善を図った。	
	開館時間等	39 臨時開館・休館、開館時間延長・変更等は委員会の承認を得て適切に実施している。	2	A	2.0	必要に応じ臨時開館に柔軟に対応している	
	利用手続	40 利用手続きは条例等を順守し、かつ利便性を考慮している。	2	B	1.6	申請書のPC出力サービス実施。HPから申請書ダウンロード可能。利用状況を確認の上、FAXでの受付可としている	
		41 利用許可は遅滞なく適切に行い、利用停止等の措置をした場合は委員会に報告した。	2	A	2.0	適切に行われている。※利用停止措置はなし(委員会報告なし)	
	利用料金	42 利用料金は条例等に基づき適正に請求・徴収している。	3	A	3.0	利用料金は条例と同額。滞納なし、年度内全額納入済み	
		43 利用料金の減免は条例等に基づき適正に行っている。	3	A	3.0	減免は規則に定めるとおり実施	
	運営・調整	44 利用者等への言葉遣い、態度、服装等の接遇は適切である。	4	B	3.2	特段の問題はない。	
		45 利用者間の調整は公平かつ適切に行っている。	4	B	3.2	特段の問題はない	
		46 公演、イベント等の際の事前打合せは十分に行っている。	3	B	2.4	毎回実施している。問題はない。	
		47 舞台運営は適切かつ安全に配慮して行き、必要に応じ専門的助言を行っている。	3	B	2.4	特段の問題はない	
	広報・利用促進	48 ホームページは施設利用案内のほか芸術文化の振興につながる創意工夫を図っている。	3	D	0.6	芸術文化振興への創意工夫が必要。	
		49 施設利用案内、事業開催案内等を紙面で町内に配布している。	3	B	2.4	田園ホールだよりの発行・配布(新聞折込・HP掲示)を行っている(R4は7回、R3は2回、R2は7回、H31は12回、30は8)	
		50 利用者数は適正な水準にある。	4	C	2.0	R4年度:27,673人、R3年度:23,791人、R2年度:10,096人、前年比16.3%増(H25:21,936人、H26:21,022人、H27:19,215人、H28:24,165、H29:19,833、H30:19,693、H31:19,373、R2年度:10,096人、)	
	事業企画等	事業実施	51 魅力ある文化芸術公演等を年3回程度実施し、多くの町民に鑑賞機会を提供した。	8	C	4.0	田園ホール芸術文化事業委員会としての3事業。412名参加、
			52 町民の興味関心を捉えた生涯学習講座等を年3本以上実施し、自主的活動につなげた。	6	C	3.0	ふれあい文化講座×5、各種展示会×2を実施。文化講座は単発で自主的サークル活動などにはつながっていない。
			53 教育、芸術文化等の向上発展や施設の魅力アップにつながる独自のイベント等を実施した。	6	D	1.2	新たな魅力アップの試みなし。
			54 主催事業の内容や貸館での公演等の情報が適切に記録・保管されている。	2	B	1.6	実施内容は文書で適切に保存
		地域等連携	55 ボランティア活用や団体との連携など町民自らが地域文化を支える仕組みを構築している。	4	D	0.8	文化協会の事務局事務を一部担っている。ボランティアの活用に進展がない
			56 田園ホールで行われる団体等主催事業をHP、紙面等で広く紹介している。	2	D	0.4	田園ホールだよりの発行・配布(新聞折込・HP掲示)により団体等主催事業を紹介に拡大の余地あり。
			57 他の文化ホールや機関等と幅広いネットワークを構築し、情報収集・提供に努めている。	2	D	0.4	他文化ホールとの情報等相互提供に努めているが広がりはない。
【大項目評価】業務運営に関する評価(評価事項32項目)			100 点中	66.8 点	(※ A=5、B=19、C=3、D=5、E=0)		

施設名	池田町田園ホール	指定管理者名	株式会社ドリームワーク
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日	評価対象年度	令和4年度

3 状況 収支	経済性・効率性	58 民間事業者の柔軟性やノウハウを活かし、業務の効率的運用及びコスト縮減が図られている。	10	B	8.0	効率的に事業が行われている
	妥当性	59 収支予算書と比較して、収支状況は妥当であり、適正に執行されている。	5	B	4.0	当初予算に比べ、施設修繕を増額し行っている
	【大項目評価】収支状況等に関する評価(評価事項2項目)			15 点中	12.0 点	(※ A=0、B=2、C=0、D=0、E=0)
4 安定 団体の 等	理念・方針	60 公共施設の管理運営事業者として相応しい理念・方針が確立されている。	5	A	5.0	利用者サービスの向上など施設運営事業者として相応しい理念を持っている
	経営基盤	61 指定管理業務を安定して行う経営基盤を備え、決算報告等を適正に開示している。	10	B	8.0	年次報告書に添付あり。特に問題のある点は見当たらない
	【大項目評価】団体の安定性等に関する評価(評価事項2項目)			15 点中	13.0 点	(※ A=1、B=1、C=0、D=0、E=0)

5 総合得点 (中項目1~4の合計)	200点中 147.9 点 (※ A=9、B=42、C=5、D=5、E=0)
--------------------	--

総合評価
良好

総括 (成果、課題等)	<p>田園ホールが指定管理となってから14年目を迎え、また、5年間の指定管理期間の最終年となりました。今までの経験を踏まえ、適切な体制により、適切な管理が行われていると評価します。</p> <p>業務運営面では、新型コロナウイルス感染症がまだ収まっていない状況で芸術文化公演事業を予定どおり開催しており、利用者数も低調な結果が回復せず続いております。課題となっている生涯学習講座等事業については、業務仕様書で求める水準をクリアしていますが、講座内容の継続的・定期的で充実した講座が求められています。企画面での更なる創意工夫を期待します。一方、利用者アンケートにより、町民目線によるきめ細かいサービス向上が進むことに期待します。</p> <p>今回の評価を踏まえ、今後も利用者の声を広く聴き、町民ボランティアや文化団体と協力して、創意工夫を凝らした文化芸術の振興策を期待します。</p>
----------------	--

- 評価手段
指定管理者から提出された事業報告、自己評価およびアンケート調査の内容ならびに実地調査(立入検査)により点検・確認された管理状況等により客観的に評価する。
- 評価方法
① 指定管理に係る協定書等の内容に基づいて管理業務が適切に実施されているかどうかについて、評価事項別に、下記の『評価基準(5段階)』により評価する。
② ①の評価基準ごとの点数を、評価事項ごとの配点に乗じて得点とし、これらを合計して、下記の『総合評価の判定基準』により判定する。
※ 総合評価が『不可』の場合は、指定の取消し等の処分を含め、早急な改善対応を検討することとする。

① 評価基準(5段階)
A(1.0) 高いレベルで実施されており、高く評価できる。
B(0.8) 協定書等に沿って適切に実施されており、問題は見られない。
C(0.5) 協定書等に沿って概ね適切に実施されているが、一部課題がある。
D(0.2) 協定書等の水準に達せず、改善が必要であるが近日常に改善される見込みである。
E(0.0) 協定書等の水準に達せず、改善を指示したが対応が不誠実または改善の見込みがない。

② 総合評価の判定基準
・ 総合得点が160点以上 『優良』
・ 総合得点が140点以上160点未満 . . . 『良好』
・ 総合得点が120点以上140点未満 . . . 『良』
・ 総合得点が100点以上120点未満 . . . 『可』
・ 総合得点が100点未満 『不可』
※ 事項別の評価中の「E」1つにつき1段階、総合評価の判定を下げる。
※ 団体の財務状況が「E」の場合は、無条件で『不可』と判定する。